

**第 68 回全国スポーツ推進委員研究協議会島根大会開催事業
業務委託仕様書**

1 委託業務名

第 68 回全国スポーツ推進委員研究協議会島根大会開催事業業務

2 業務の目的

全国のスポーツ推進委員が一堂に会し、スポーツ推進委員の目指す方向や地域スポーツの今日的な課題について研究協議し、スポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、生涯スポーツの振興に資するための大会を開催する。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和 10 年 1 月 31 日までとする。

4 大会の概要

大会	開催日	会場	所在地	参加人数 (見込み)
全体会	令和 9 年 10 月 14 日 (木)	くにびきメッセ 大展示場	島根県松江市 学園南 1 丁目 2-1	2,500 人
分科会	令和 9 年 10 月 15 日 (金)	同上	同上	1,500 人

※詳細は開催要項（案）参照

5 業務内容

項目	業務内容
参加申込等	1 申込専用 WEB ページの作成及び運用 2 参加者名簿の作成(各都道府県内市町村ごと) 3 参加料金の徴収、管理、精算等 【備考】 (1) 参加対象者（各都道府県又は関係団体のとりまとめ担当課等）宛に、開催案内（大会案内ホームページ及び申込専用 WEB ページの案内含む）をメールにて送付すること (2) 参加費は 4,000 円とし、キャンセルの場合でも返金はしない (3) 参加費は、参加者確定後、速やかに委託者に納入すること (4) 原則、参加、宿泊及び弁当の申込は申込専用 WEB ページを使用したインターネット申込みとし、請求書、参加券、宿泊券、弁当引換券、領収書等は WEB での取得を可能とするか、申込者（各都

	道府県又は関係団体の取りまとめ担当課等）にメールまたは郵送にて送付すること
宿泊	1 宿泊施設の確保及び宿泊プランの設定 2 配宿 3 宿泊料金の徴収、管理、返金、精算等 【備考】 (1) 宿泊設定日は令和 9 年 10 月 13 日(水)～14 日 (木)とする (2) 宿泊場所は、原則松江市、出雲市とするが、宿泊施設数が不足する場合は、他のエリアでの補完可とする (3) 確保が必要な宿泊数は、各開催日の参加人数の約半数を見込む (10 月 13 日の宿泊:約 1,250 人、10 月 14 日の宿泊:約 750 人) (4) シングルルームを最大限確保すること (5) 原則朝食付きで、サービス料及び諸税を含む価格を設定すること (6) 交通の利便性、諸条件に留意すること (7) 事前に指定する参加者の宿泊先については、別途指定施設を確保すること (8) 配宿施設の案内時に、宿泊施設一覧及び会場との位置関係がわかるマップを提示すること (9) 宿泊の申込は申込専用 WEB ページで行うものとする
弁当	1 1 日目 (10 月 14 日) の昼食弁当の手配 2 料金の徴収、管理、返金、精算等 【備考】 (1) 弁当の料金は、お茶付き税込み 1,100 円程度とする (2) 会場までの運搬と空箱回収までを行うこと (3) 弁当の申込は申込専用 WEB ページで行うものとする
印刷製本	1 大会パンフレットの作成 【備考】 (1) 部数 : 3,000 部 (2) 仕様 : A4 サイズで表紙及び裏表紙(両面)並びに一部広告ページのみカラー、上質紙、70kg、無線綴じ (近年開催された前回大会までと類似のもの)
会場設営・撤去 大会運営	(1) 両日共通 ・必要なサイン (大会名表示用の横看板及び講演会の懸垂幕、入口看板、誘導看板等) を作製・設置すること ・花台及び生花、講演やシンポジウム時に使用する PC、インカム等、必要な装飾、設備を手配・管理すること

	・効率的な動線となるように受付、クローク、物販、弁当引換所（1日目のみ）、ツアーデスク等の設置、運営を行うこと (2)1日目（10月14日） ・大展示場（全体）を会場とし、ステージを設営すること ・都道府県、市町村ごとにブロック分けした座席配置を設定の上、配席図を作成及び掲示すること ・配席図に沿った座席を設置すること（座席が不足する場合の手配等含む） ・遠方の座席からでもステージ上が確認できるように、スクリーン等をステージ付近に必要な数設置し、ステージ上をライブ上映すること（機材持込が必要な場合は機材の手配等を含む） (3)2日目（10月15日） ・大展示場を分割して2分科会の会場を設営すること ・座席（自由席）を設置すること ・必要に応じてステージ上をライブ上映すること 【備考】 ・大展示場 1/3 の無料設営サービス等、会場側のサービスが利用できる場合は優先的に利用すること ・1日目、2日目共に、バスを含む車両の駐車場として、旧県立プール跡地広場（利用可能エリア全面）を借用予定であること ・スタッフ用の運営マニュアルを作製すること ・現場での統括責任者及び各ポジションの責任者を必要数配置すること ・責任者以外のボランティアスタッフ（島根県のスポーツ推進委員を充てる）の必要人員数を提示すること
物販コーナー等の設営	・1日目（10月14日）に、物品販売、展示、宅配発送のブースを設置すること ・出店事業者を選定、手配すること 【備考】 ・出店する事業者は、島根県内に本店又は支店を有する法人等で、島根らしい特産品などを販売する事業者とする ・出店料は徴収しないこと
大会記録	1 全体会と分科会2会場の記録及びデータの提出 【備考】 (1)カメラマンの手配・撮影及び撮影した画像データの提出（主にステージ上の登壇者を撮影） (2)講演、シンポジウム、分科会の文字起こしのデータ（Word）の

	作成及び提出（複数の登壇者がいる場合は発言者を記録・明記すること） (3)受託者が委託者に提出した上記(1)及び(2)のデータは、委託者が別途作成する本大会の報告書に掲載するものとする
その他	1 危機管理体制を確立し、不測の事態への対応を行うこと

- ※ 会場、旧県立プール跡地広場の予約及び利用料金（光熱水費、付属設備、清掃費（ゴミ除く）を含む）の支払いは、直接委託者が会場に対して行うため経費に含めないこと
- ※ 出演者は委託者が手配するため経費に含めないこと

6 成果品

- (1) 上記5の業務内容の結果をまとめた業務完了報告書
 - (2) 上記5の「大会記録」に係る提出物
- ※ 提出期限は令和9年11月30日とする

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に伴い必要な関係行政機関等への届出、許可の申請を行うものとする。
- (2) 本業務によって生じた成果に対する一切の権利は、その生じた時から委託者に帰属するものとする。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由により、第68回全国スポーツ推進委員研究協議会島根大会が中止もしくは日程変更等になった場合、委託者と受託者とが協議の上、契約内容等を変更することができるものとする。
- (4) 本業務に関する詳細については、受託者決定後、委託者と受託者との間で締結する委託契約書において定めるものとする。
- (5) 費用は原則全額後払いとする。